

**地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業  
常勤嘱託職員（コミュニティソーシャルワーカー）募集要項**

1. 応募資格
  - ・社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格がある方、または相談援助業務（コミュニティソーシャルワーク）の実務経験がある方
  - ・事業実施に必要なパソコン（ワード・エクセル）の基礎的操作ができる方
  - ・区内を連絡調整等で回っていただくこともあるので自転車に乗れる方
  
2. 業務内容 <要援護者への相談支援>
  - ・支援につながっていない要援護者に対する家庭訪問
  - ・制度の狭間にある要援護者に対する相談支援
  - ・ライフライン事業者等からの通報に対する安否確認対応
  
3. 雇用主 社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会
  
4. 勤務場所 阿倍野区社会福祉協議会  
大阪市阿倍野区帝塚山1-3-8  
(阪堺電気軌道「姫松」駅から東へ徒歩約1分)
  
5. 雇用期間 随時採用～平成30年3月31日 ※契約更新の可能性あり  
(採用日から2カ月は試用期間とする)
  
6. 募集人員 1名
  
7. 勤務日 月曜日～土曜日のうち指定する週5日
  
8. 休日 日曜日・祝日  
土曜日はローテーションで勤務（3週に1回）  
指定休日（土曜日勤務の場合、翌週月曜日）  
年末年始（12月29日～1月3日）  
就業規程による年次休暇あり
  
9. 勤務時間 時間差勤務あり（休憩時間45分）  
(A勤務) 9:00～17:30  
(B勤務) 10:30～19:00
  
10. 給与 月額219,300円（賞与なし）  
他に、通勤手当（月額55,000円を上限に定期券相当分）  
社会保険（健康保険、厚生年金保険） 労働保険（雇用保険、労災保険）

11. 応募方法 履歴書（JIS 規格・学校等所定様式、顔写真添付）を下記あてに送付または持参してください。送付の場合は、封筒の表に、「見守り強化事業 コミュニティソーシャルワーカー」と明記してください。  
※採用者が決まり次第締め切り。
12. 選 考 書類選考後、面接試験。 ※詳細はこちらから連絡します。
13. そ の 他
- ・更新時の判断基準
    - （１）契約満了時の業務量により判断する。
    - （２）勤務成績、態度、能力により判断する。
    - （３）従事している業務の進捗状況により判断する。
  - ・契約時の特約事項  
契約期間の満了時の契約更新に関する一般的な判断基準は、前述とおりであるが、特約として大阪市並びに区の施策や当協議会の財政及び経営上の理由で契約更新しない場合があること及び契約期間中であっても契約解除する場合があります。  
なお、この場合で、できる限り相当期間前に通知するものとするが、やむをえない理由で困難な場合はこの限りではありません。ただし、最低 30 日前には、口頭又は書面により通知するものいたします。
14. 応募・問合せ 社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会 （担当：山口・岩本）  
〒545-0037 阿倍野区帝塚山 1 - 3 - 8 電話 06 - 6628 - 1212